

佐藤食品出願前実施？？

| | | |
|------------|----------|--------------------|
| 2002年5月27日 | 越後製菓特許出願 | 特願2002-318601号 「餅」 |
| 2006年1月26日 | 拒絶査定 | |
| 2006年2月27日 | 拒絶査定不服審判 | (不服2006-003586) |
| 2008年4月3日 | 特許審決 | |
| 2008年4月18日 | 特許(登録) | 特許第4111382号 |

特許の成立(特許第4111382号)

| | | |
|-------------|---|--|
| 2008年7月8日 | 越後製菓から佐藤食品に「通知書」 | (内容証明郵便) 同年10月27日まで、合計3回の「通知書」、3回の「回答書」 |
| 2009年1月27日 | 佐藤食品判定請求 | (判定2009-600006) |
| 2009年3月11日 | 特許権侵害差止請求事件(一次訴訟) | (平成21年(ワ)第7718号) 原告:越後製菓　被告:佐藤食品 (差止め+14億8500万円十年5分の金員を求めた) |
| 2009年5月22日 | 判定請求成立(非侵害) 佐藤食品勝ち | イ号図面及びイ号物件の説明書に示す「餅」は、特許第4111382号発明の技術的範囲に属しない。 |
| 2009年7月31日 | 無効審判1請求(請求人:佐藤食品) | (無効2009-800168) |
| 2010年6月17日 | 無効審判1棄却審決(特許維持の審決) | 「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」 知財高裁 控訴棄却(2011.09.07)、最高裁 上告受理申立棄却(2012.03.23) 最終処分 請求不成立(2012.03.23) |
| 2010年11月30日 | 地裁判決(一次訴訟) 被告(佐藤食品)勝訴 (平成21年(ワ)第7718号) | 「原告の請求をいずれも棄却する。」 「訴訟費用は原告の負担とする。」 被告製品(切餅)は、本件特許発明の構成要件のうちBの要件を充足しないから、本件特許発明の技術的範囲に属するものとは認められない。 |

ここまで佐藤食品工業が優勢

| | | |
|------------|--|---|
| 2011年9月7日 | 知財高裁 審決取消訴訟(無効審判1)判決 被告(越後製菓)勝訴 | |
| 2011年9月7日 | 知財高裁 侵害訴訟(一次訴訟)中間判決 控訴人(越後製菓)逆転勝訴 | 「被控訴人が製造、販売する別紙物件目録1ないし5記載の各食品は、控訴人が有する別紙特許目録記載の特許の特許請求の範囲の請求項1記載の発明の技術的範囲に属する。同特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。」 本判決は、本件特許発明の構成要件のうち「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に」との記載は、「側周表面」を特定するための記載であり、載置底面又は平坦上面に切り込み部等を設けることを除外する意味を有すると理解することは相当でなく、被告製品(切餅)は、切り込み部が対向二側面である側周表面の長辺部に形成されており、「焼き上げるに際して切り込み部13の上側が下側に対して持ち上がり、最中やサンドウイッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制する」構成となっているものと認められ、本件特許発明の技術的範囲に属すると判断した。 さらに、本判決は、本件特許の出願前に、被控訴人(原審被告)により側周面に切込みを入れた切餅が販売された事実を認めることはできず、本件特許発明は、本件特許出願前に公然実施をされた発明又は公然知られた発明とはいえず、また、本件特許出願前に公然実施をされた発明又は公然知られた発明に基づき容易に想到できたともいえないと判断した。 |
| 2012年3月22日 | 知財高裁 侵害訴訟(一次訴訟)判決 控訴人(越後製菓)勝訴 | 1 原判決を取り消す。 2 被控訴人は、別紙物件目録1ないし5記載の各食品を製造し、譲渡し、輸出し、又は譲渡の申出をしてはならない。 3 被控訴人は、前項記載の各食品及びその半製品並びにこれらを製造する別紙製造装置目録記載の装置を廃棄せよ。 4 被控訴人は、控訴人に対し、8億0275万9264円及びうち2億1405万9524円に対する平成21年3月24日から、うち5億8869万9740円に対する平成23年11月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 5 控訴人のその余の請求(当審において変更された分を含む。)を棄却する。 6 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。 7 この判決は、第2項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。 |
| 2012年3月23日 | 無効審判1請求不成立確定 (越後製菓勝「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」) 知財高裁 控訴棄却(2011.09.07)、最高裁 上告受理申立棄却(2012.03.23) | |
| 2012年3月30日 | 無効審判2請求(請求人:たいまつ食品他) (無効2012-800039) | |

二 次 訴 訟

| | |
|-------------|--|
| 2012年4月27日 | 特許権侵害損害賠償請求事件(二次訴訟) (平成24年(ワ)第12351号) 原告:越後製菓 被告:佐藤食品 (19億1595万円十年5分の金員を求めた) |
| 2012年5月2日 | 無効審判3請求(請求人:佐藤食品) (無効2012-800072) |
| 2012年12月27日 | 無効審判4請求(請求人:佐藤食品) (無効2012-800213) |
| 2013年2月7日 | 無効審判2 棄却審決(特許維持の審決) 「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」 知財高裁 控訴棄却(2013.11.12)、上告せず確定(2013.11.26) |
| 2013年3月14日 | 無効審判3 棄却審決(特許維持の審決) 「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」 知財高裁 控訴棄却(2013.12.24)、最高裁 上告受理申立却下(2014.05.13) 最終処分 請求不成立(2014.05.13) |
| 2013年9月20日 | 無効審判4 棄却審決(特許維持の審決) 「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」 知財高裁 控訴棄却(2014.04.09) |
| 2015年4月10日 | 地裁判決(二次訴訟) 原告(越後製菓)勝訴 (平成24年(ワ)第12351号 損害賠償等請求事件) 1 被告は、原告に対し、7億8277万8332円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 2 原告のその余の請求を棄却する。 3 訴訟費用はこれを5分し、その3を原告の、その余を被告の負担とする。 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 |
| 2015年4月28日 | 佐藤食品工業、切り餅特許二次訴訟控訴せず (インターネットの記事より) |

訴 訟 終 結